

山形県危険な薬物から県民の命と暮らしを守る会議設置要領

1 趣 旨

薬物乱用対策について、関係機関相互の緊密な連携を図り、強力な取締り、広報啓発、再乱用防止その他総合的な対策を推進するため、山形県危険な薬物から県民の命と暮らしを守る会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 構 成

- (1) 会議の議長は副知事とし、副議長は健康福祉部長とする。
- (2) 議長に事故があるときは、副議長がその職務を代理する。
- (3) 会議の構成員は、総務部長及びしあわせ子育て応援部長をもって充てるほか、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。
 - イ 教育庁及び警察本部の職員
 - ロ 国の出先機関の職員
 - ハ 関係団体の役職員
 - ニ 学識経験者
 - ホ その他議長が適当と認める者
- (4) 構成員の任期は2年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 会 議

- (1) 会議は、議長が招集する。
- (2) 構成員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その相当と認める者を代理人として出席させることができる。
- (3) 議長は、県関係課職員を指名して会議への出席を求め、あるいは、必要に応じて構成員以外の者を会議に出席させることができる。

4 庶 務

会議の庶務は、健康福祉部健康福祉企画課において処理する。

要領制定	昭和48年8月27日	一部改正	平成5年4月1日	一部改正	平成19年4月1日
一部改正	昭和49年7月3日	〃	平成6年4月1日	〃	平成21年4月1日
〃	昭和51年6月5日	〃	平成7年4月1日	〃	平成22年4月1日
〃	昭和52年6月22日	〃	平成8年4月1日	〃	平成23年4月13日
〃	昭和55年4月12日	〃	平成9年4月1日	〃	平成25年4月4日
〃	昭和56年8月17日	〃	平成10年4月1日	〃	平成28年6月24日
〃	昭和57年4月1日	〃	平成11年4月1日	〃	平成29年5月24日
〃	昭和60年5月2日	〃	平成12年4月1日	〃	平成30年4月10日
〃	昭和62年4月24日	〃	平成13年4月1日	〃	令和2年4月1日
〃	昭和63年4月20日	〃	平成15年4月1日	〃	令和3年4月1日
〃	平成元年4月7日	〃	平成16年4月1日	〃	令和4年4月1日
〃	平成2年4月13日	〃	平成17年4月1日	〃	令和5年4月1日
〃	平成3年4月1日	〃	平成18年4月1日	〃	令和6年4月1日

一部改正 令和7年4月1日

別 添

1 構成員

(1) 議 長	山形県副知事
(2) 副議長	山形県健康福祉部長
(3) 知事部局の関係部長	山形県総務部長 山形県しあわせ子育て応援部長
(4) 教育庁及び警察本部の職員	山形県教育委員会教育長 山形県警察本部長
(5) 国の出先機関の職員	山形地方検察庁検事正 山形労働局長 山形保護観察所長 山形刑務所長 仙台少年鑑別所山形少年鑑別支所長 東京税関酒田税関支署長 酒田海上保安部長 東北厚生局麻薬取締部長
(6) 関係団体の役職員	山形県婦人連盟会長 山形県覚醒剤等追放協議会長 ライオンズクラブ国際協会332-E地区代表 特定非営利活動法人 C o m f y 代表理事
(7) 学識経験者	日本精神科病院協会山形県支部長 山形県精神保健福祉センター所長 一般社団法人山形県薬剤師会長

2 県関係課職員

(1) 知事部局	総務部広報広聴推進課長 総務部高等教育政策・学事文書課長 しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課長 健康福祉部地域福祉推進課長 健康福祉部障がい福祉課長 健康福祉部健康福祉企画課長
(2) 教育局	教育局義務教育課多様な学び推進室長 教育局高校教育課長 教育局学校体育保健課長
(3) 警察本部	警察本部生活安全部人身安全少年課長 警察本部刑事部組織犯罪対策課長